



佐賀県信用保証協会の現況



SAGA GUARANTEE
佐賀県信用保証協会





令和2年8月
佐賀県信用保証協会
会長 池田 英雄

はじめに

佐賀県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、佐賀県の景気は、「新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響により、厳しい状況にあるものの、足下では下げ止まりの動きがみられる。」とされています。また、消費動向や企業活動等の情勢では、「個人消費は感染症の影響による厳しさが残るものの、足下では持ち直しの動きがみられる、生産活動についても足下では一部に下げ止まりの動きがみられる。」と判断されています。

しかしながら、県内の中小企業者の状況は厳しく、令和元年度は8月に大雨災害が発生し、更に令和2年に入ってから感染症が拡大し、とりわけ、県内の中小企業者の中には、被災による再建途上の中小企業者や感染症の影響により大幅な売上の減少で、事業継続や雇用を維持するための資金が逼迫している状況に直面されている中小企業者がいます。一部を除きほとんどの業種において少なからず感染症の影響を受け、いつ終息するかわからない不安を抱きながら営業を続けているのが現状です。

こうした中で、当協会では事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、国及び佐賀県による融資制度等を活用し、金融機関及び商工団体等と連携しながら、資金繰り支援に迅速かつ柔軟な対応で取り組んでいます。さらに、専門家派遣事業による「経営改善等策定」や返済緩和先への正常化支援などの経営支援にも取り組むこととしています。

本誌「佐賀県信用保証協会の現況 2020」は、当協会の業務について理解を深めていただくために、概要や信用保証協会のしくみなどの説明と、令和元年度の事業活動及び今年度の経営計画などについてご報告をするものであります。皆様のご理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

Contents

はじめに

基本理念・基本姿勢・行動指針	3
佐賀県信用保証協会の概要	
•プロフィール・沿革	3
コンプライアンス	
•コンプライアンス態勢	4
•個人情報保護への取り組み	5
信用保証のしくみ	
•信用保証協会の役割	7
•信用補完制度(信用保証制度・信用保険制度)について	8
•信用保証業務の流れ	10
当協会の業務について	
•ご利用にあたって(保証をご利用いただける方・保証の内容)	11
•責任共有制度について	12
•信用保証料について	13
令和元年度の主な取組み	15
令和2年度経営計画	19
第5次中期事業計画(平成30年度～令和2年度)	22
令和元年度事業報告	
•貸借対照表・財産目録〔用語解説〕	23
•収支計算書〔用語解説〕	25
•基本財産について	27
信用保証の動向	
•保証承諾・保証債務残高・代位弁済(過去5カ年の推移)	29
•令和元年度業務実績(保証承諾状況・保証債務残高状況・代位弁済状況)	30
役員構成・組織機構図	33
担当地区・事務所のご案内	34



当協会のシンボルマークは、上部の右上に伸びるラインはCredit(信用)の頭文字「C」を、だ円との組み合わせでGuarantee(保証)の「G」を、上下に向き合うラインはSagaの「S」を表すとともに「g」の字もモチーフにデザイン。だ円は企業や経営者を意味し、公共的な信用保証融資による未来への発展や繁栄のバックアップをイメージしています。また「S」を表す結び合うラインは中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」としての公的な保証人という協会の役割もシンボライズしています。

基本理念

私たち佐賀県信用保証協会は、中小企業の多様なニーズに的確に対応できる良きパートナーとなり、『信用保証』を通じて中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

基本姿勢

基本理念を実現するため、当協会の目指すべき姿を簡潔に示しました。

1. 的確かつ迅速な「信用保証」を提供できる協会
2. 多様化する中小企業のニーズに的確に対応できる協会
3. 中小企業のパートナーとして信頼される協会
4. 安定した経営基盤を確立し、将来にわたって地域経済の発展に貢献できる協会

行動指針

基本理念・基本姿勢を実現するための具体的な行動指針を示しました。

1. 親切・丁寧な対応を心掛け、企業実態に即した適正保証の推進に努める。
2. 社会規範を遵守し、責任をもって行動する。
3. 役職員は自己啓発に努め、資質向上を目指す。
4. 多様なニーズに対応するため、創意工夫に努める。
5. 関係機関との連携を図り、中小企業の利便性の向上に努める。
6. 経営資源の有効活用により、効率的・合理的な業務運営を目指す。

プロフィール

(令和2年4月1日現在)

根拠法律	信用保証協会法
設立	昭和29年6月28日
事業開始	昭和29年7月1日
基本財産 (資本金に相当)	117億3,806万円 内訳 基金 43億4,332万円 基金準備金 73億9,474万円
事業所	本所、唐津連絡所
機構	2部6課制
役員	4名(常勤理事3名、常勤監事1名)
職員	34名(男子26名、女子8名)



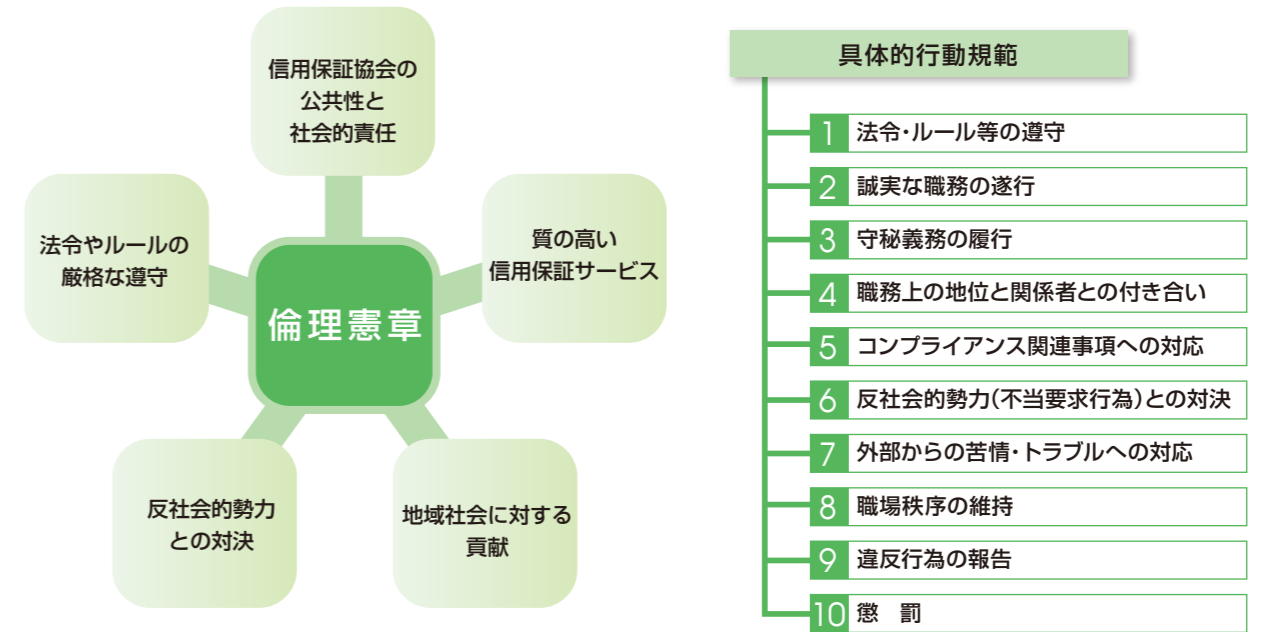
事務所の建物外観

昭和29年 6月28日	佐賀県信用保証協会 設立認可
昭和29年 7月 1日	佐賀県信用保証協会 設立登記
昭和29年 7月 1日	事務所を佐賀市蓮池町74(現柳町2-9)佐賀商工会議所(旧佐賀県労働会館)内に設置し、事業開始
昭和29年11月 1日	佐賀商工会館建設のため佐賀市蓮池町48(現柳町)大間商店内の仮事務所に移転
昭和29年12月13日	佐賀商工会館竣工により、佐賀市松原町73(現松原1-2-35)の同会館2階に移転
昭和31年 4月30日	佐賀市呉服町11(現呉服元町8-1)佐賀銀行旧呉服町支店内に移転
昭和34年 8月 3日	佐賀市松原町73、佐賀商工会館2階に移転
昭和35年 5月18日	唐津市大名小路1-54、唐津商工会議所内に唐津連絡所開設
昭和47年 7月10日	佐賀商工会館2階西側から同2階東側に移転
平成元年 3月 4日	事務所拡張のため同会館2階から4階に移転
平成15年 4月28日	管理部を同会館4階から5階に移転
平成26年 3月24日	佐賀市白山二丁目1-12、佐賀商ビル2・3階に移転

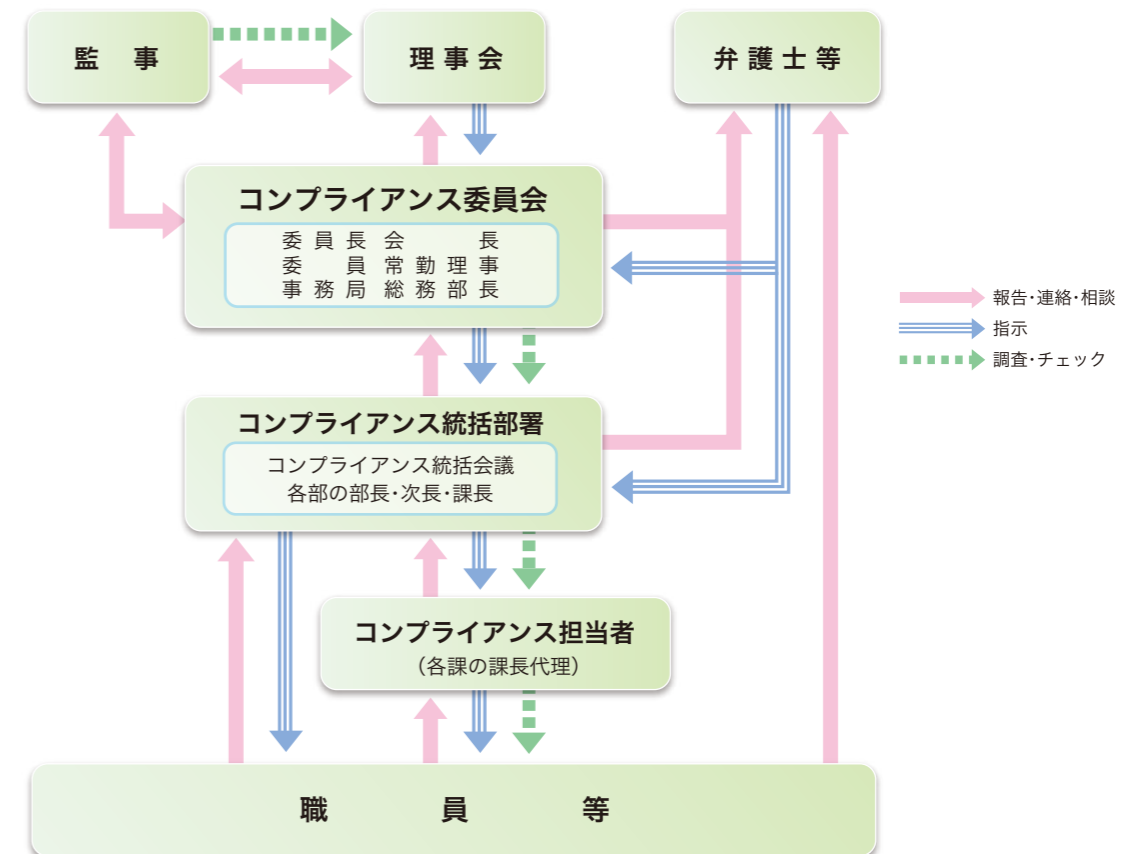
コンプライアンス

当協会は、公共的使命と社会的責任を十分認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでおります。

また、これを実践していくために、『コンプライアンスマニュアル』を策定し、以下のように『信用保証協会倫理憲章』を基本方針として、『具体的な行動規範』に基づき、誠実かつ公正な業務の遂行を心がけています。



コンプライアンス組織体制図



個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報の適正な取り扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)に定められている公表事項等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

個人情報保護宣言

佐賀県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

○当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

○お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・改善

○当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送の場合は実費相当額をご負担いただけます。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6/7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

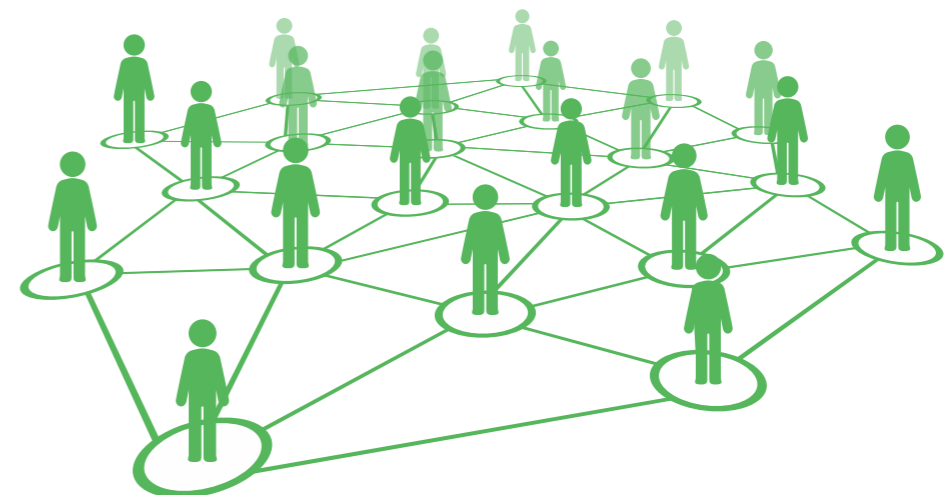
8 質問・苦情について

○当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

○当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒840-8689
佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル2階
佐賀県信用保証協会 総務部総務課
0952-24-4340



信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく特殊法人です。

- **根拠法律** 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
- **関係法律** 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
- **目的** 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、公的機関として企業の将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しています。

『信用保証協会事業の基本理念』

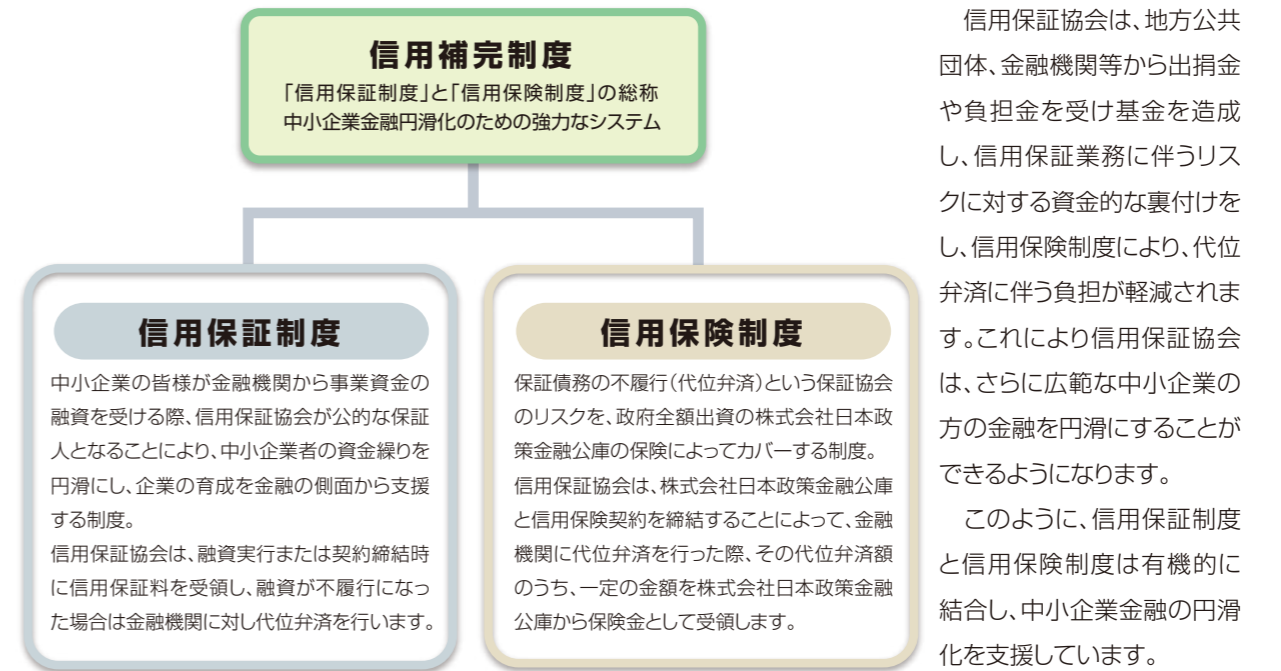
- **業 務**
 - 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。
 - ①中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - ②中小企業者の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
 - ③銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
 - ④中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - ⑤金融機関と連携して中小企業の経営の改善発達を図るため、金融機関における、個々の中小企業者に対する
 - ア) 既往の信用保証の付かない融資(以下「プロパー融資」という。)等の与信取引の状況やその推移
 - イ) 業況や事業性の把握状況
 - ウ) 今後のプロパー融資の実施方針を含めた支援の方向性に着眼して柔軟に保証付き融資とプロパー融資のリスク分担を行う。
 - ⑥信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第1項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援に関する事項で金融機関による支援効果が十分に発揮されない事由がある場合には、協会が必要に応じて期中管理及び専門家の紹介・派遣や助言等を含めた経営支援に努める。
 - ⑦前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

2 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月12日から次の業務を行っています。

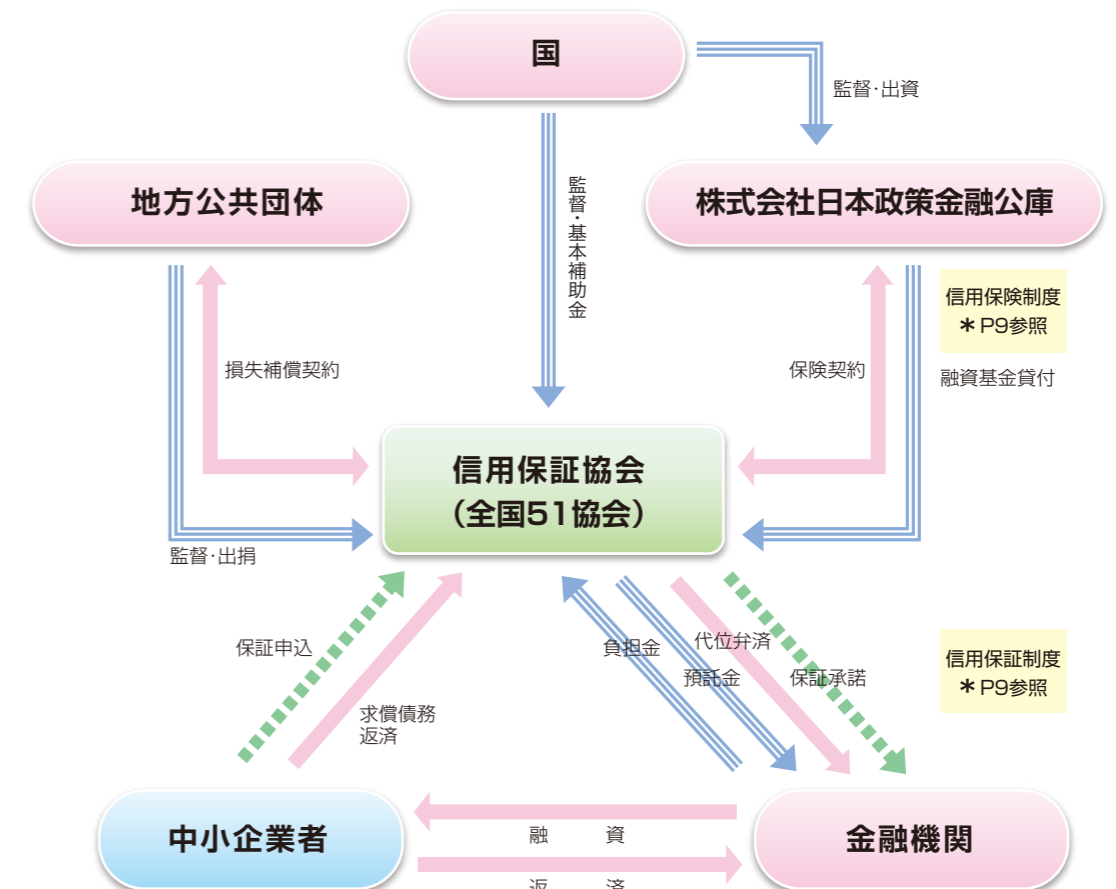
- **新株予約権引受業務**
中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とすることを目的とする。
- **債権譲受業務**
信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に関する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的とする。
- **ファンド出資業務**
各地域に根ざし公的性質を有する信用保証協会の取組として、地域のファンドへの出資を通じて中小企業者を支援することで、地方創生に貢献することを目的とする。

信用補完制度について

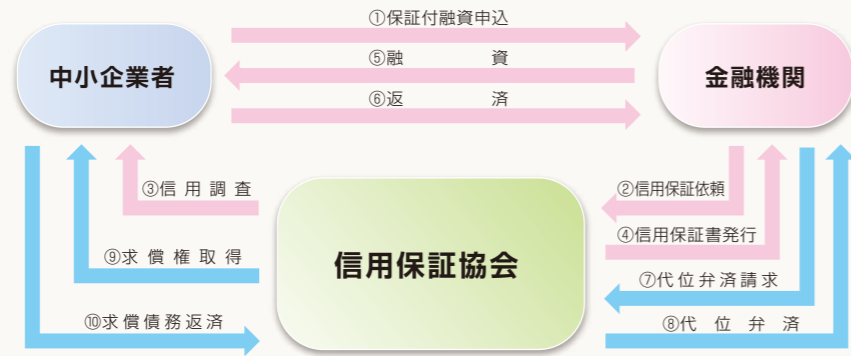
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



信用補完制度の概略図



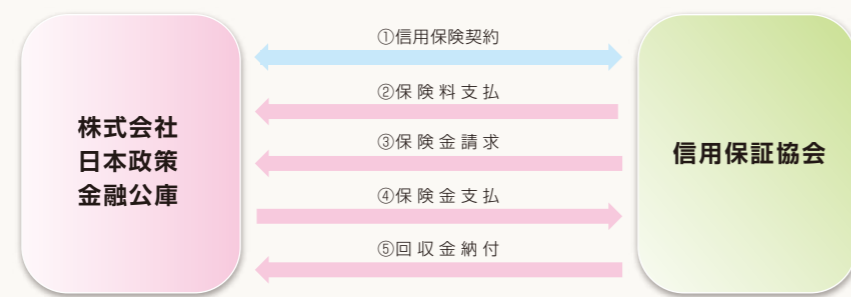
信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の三者です。

- ①中小企業者は融資申込みの際、金融機関を経由して保証協会に保証申込み(②)をします。
(県・市町制度資金は、市町の商工会議所・商工会が受付の窓口となります。)
- ③保証協会は、申込みのあった中小企業者について信用調査をします。
- ④保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へ納めていただきます。
- ⑥中小企業者は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨代位弁済により協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑩中小企業者及びその保証人は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。
(P10「信用保証業務の流れ」も参照下さい。)

信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)と信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証業務の流れ



ご利用にあたって

保証をご利用いただける方

1 企業規模

中小企業信用保険法に定める中小企業者が対象で、個人の場合は従業員数が、会社の場合は資本金または常時使用する従業員のいずれかが該当していることが必要です。

また、特定非営利法人(NPO法人)の場合は常時使用する従業員の数下記に該当すれば規模要件を満たすことになります。特定事業を行うNPO法人は原則として対象となりますが、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO法人は一部の保証制度のみ対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業等(運輸業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

2 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において適用業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

3 所在地・業歴

営業年数は問わず、客観的に事業を営んでいることが明らかであれば保証対象とします。

- ①個人…住居又は事業所のいずれかが佐賀県内にあるもの
(住居とは、現に居住していることが必要となります。)
- ②法人…佐賀県内に本店又は事業所を有するもの
(法人の本店が、単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。)

※地方自治体制度など制度要綱等で定めがある場合には、その定めによることとします。

保証の内容

1 保証限度額

個人・会社 医療法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額2,000万円含まれますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

2 保証期間

一 般 保 証	運転資金10年以内、設備資金15年以内。 ただし、不動産取得等資金については20年以内。 資金使途等に応じてご相談ください。
保証協会制度保証 県・市町制度融資等	それぞれの制度の定めによります。

3 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

4 連帯保証人

- ①個人……原則として不要です。
- ②法人……原則として法人代表者(実質経営者を含む)のみです。

5 担 保

必要に応じて、不動産又は有価証券などを提供していただきます。

責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資及びその後における経営支援や再生支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度の概要

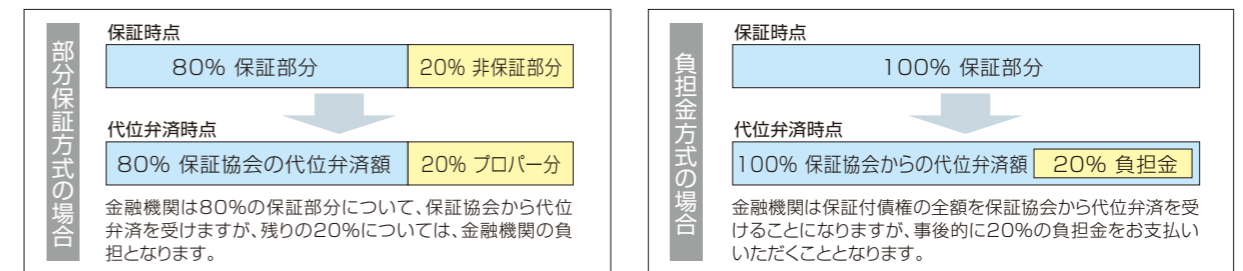
責任共有制度とは、従来、原則100%保証(全額保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択していただいております。この方式のどちらを採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はございません。

- ①部分保証方式……融資金額の80%を保証協会が保証する方式
- ②負担金方式……融資金額の100%を保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績<代位弁済等実績率>に応じた一定の負担金をお支払いいただく方式

※上記のいずれにおいても負担割合は2割となり、同等です。

※責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度(流動資産担保融資保証、特定社債保証等)は金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。

【責任共有制度のイメージ図】



責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が、責任共有制度の対象となりますが、以下に掲げる保証制度については、責任共有対象外制度として100%保証を継続します。

対象外の保証制度	①経営安定関連(セーフティネット)1~4号、6号 ②危機関連保証 ③災害関係保証 ④創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保証 ⑤特別小口保険に係る保証 ⑥事業再生保証 ⑦小口零細企業保証(※詳細は下記を参照ください。) ⑧求償権消滅保証 ⑨中堅企業特別保証 ⑩東日本大震災復興緊急保証 ⑪経営力強化保証(責任共有制度の対象外となる保証の同額以内の借換に限る) ⑫事業再生計画実施関連保証(責任共有制度の対象外となる保証の同額以内の借換に限る)
----------	--

※小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も小額な企業の方向けに、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下 (卸・小売・サービス業は5名以下)の法人・個人事業主の方
融資限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	10年以内(据置1年以内)

信用保証料について

協会保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、協会保証をご利用いただいた対価として信用保証料をお支払いいただきます。この信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補填・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1 責任共有制度導入後の信用保証料率

平成19年10月の責任共有制度の導入に伴い、対象となる保証制度の保証料率も引き下げられました。また、従来の「保証金額に対する率」から「貸付金額に対する率」へ変更しました。これにより、利用する金融機関が「部分保証方式」「負担金方式」のいずれの場合でも、同じ保証料率が適用されることになります。

●責任共有対象の 制度の場合	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	導入前	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
導入後	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	

2 保証料率の弾力化

従来原則一律であった保証料率が、平成18年4月から中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の保証料体系となりました。これを保証料の弾力化といいます。

利用する保証制度や金額によって適用される保証区分が、お客様の財務内容(直近2期分の決算報告書・確定申告書)により料率区分が決定します。

3 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客様の財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下「CRD」と言います)により評価しています。

CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

4 割引制度(定性評価)

- 保証料率の割引制度として、「会計参与設置会社に対する割引」と「有担保割引」があります。
- 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を確認できる会社について、0.1%の割引を行います。
 - 物的担保の提供をいただいた場合には、0.1%の割引が適用される保証もあります。

5 料率が一律の保証制度

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

※セーフティネット保証等は、政策的に配慮された一律の保証料率で、料率も低く設定されていますが、経営状態が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択いただけます。個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6 信用保証料の支払い等

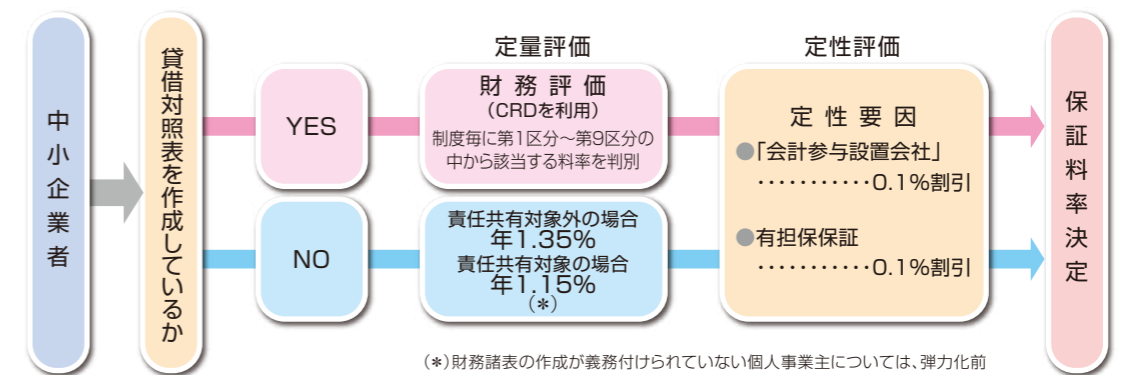
信用保証料は、融資実行と同時に(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

- 分割納入について
保証料は原則として一括払いですが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

7 信用保証料の返戻

繰上償還により借入金を完済した場合は、お支払いいただいた保証料を所定の範囲で(計算額が1,000円を超えるもの)返戻しています。

信用保証料率決定のプロセス



(*)財務諸表の作成が義務付けられていない個人事業主については、弾力化前の水準が据え置かれていますが、一定の周知期間経過後に見直しを検討される予定となっており、今後変更される可能性があります。

■主な信用保証料率

	制度名	料率区分(注1)									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
協	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	根保証(手形割引)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	カードローン根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
会	特別小口保証	0.95									
	流動資産担保融資(ABL)保証	0.68									
	中小企業特定社債保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
制	借換保証(注2)	一般保証対応	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		経営安定関連対応	0.95								
	小口零細企業保証	一般保証対応	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
		経営安定関連対応	0.95								
度	設備投資支援資金アタック保証	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	
	がんばる企業支援資金5000・500	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	経営安定関連保証	1～4号、6号	0.95								
5号、7号、8号		0.80									
県制度	県制度全般	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	
市	市町制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を決定。これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

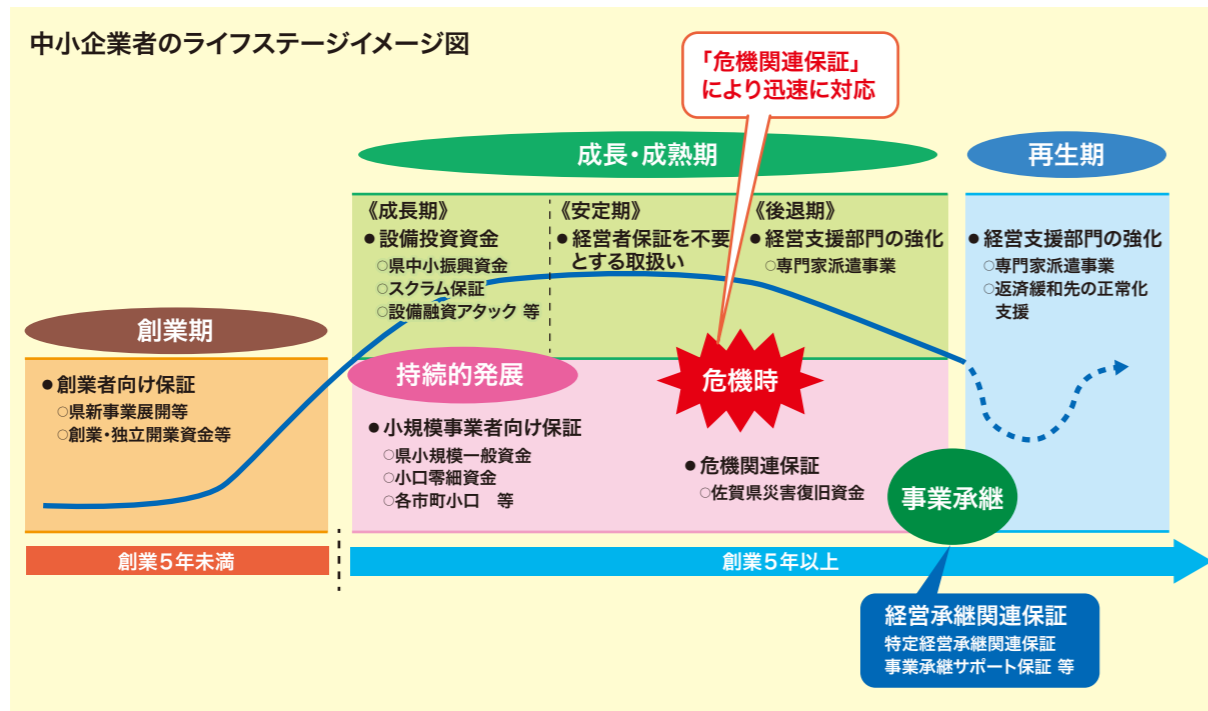
①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

(注2) 借換保証は、利用する各制度に定める料率によります。

令和元年度の主な取組み

中小企業・小規模事業者のニーズにあった保証の推進



経営支援部門の強化

● 専門家派遣事業… 専門家: 佐賀県中小企業診断協会

項目	相談	申込	実施
経営改善	13先	12先	12先
生産性向上	3先	3先	3先

● 返済緩和先の正常化支援

	条件変更先の借換	うち経営支援課管轄
平成30年度	40件	24件
令和元年度	16件	11件

事業承継支援の拡充

● 事業承継に係る専門家派遣事業… 佐賀県中小企業診断協会、TKC九州会佐賀支部

	相談	申込	実施
令和元年度	2先	1先	1先

佐賀県事業承継ネットワーク

親族に事業を引き継ぎたい方、後継者が不在の方など事業承継に関するご相談をネットワーク構成機関と連携しながら取り組んでいます。



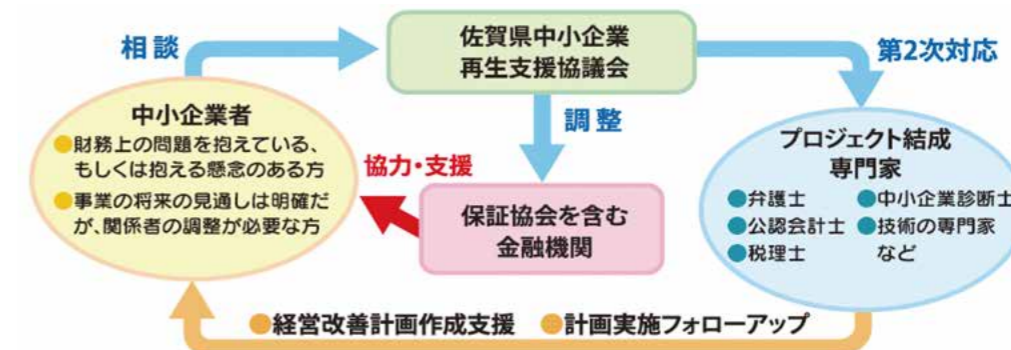
中小企業支援ネットワーク

さがん中小企業支援ネットワーク会議

中小企業・小規模事業者の経営支援や再生支援に関して、関係機関の目線の統一やスキルの向上を図るために、最新の経営支援施策や取組事例などを共有しています。県内に本店を置く金融機関や政府系金融機関、商工団体、専門家(各種士業団体)で構成され、当協会が事務局を務めています。

経営サポート会議

経営改善計画等を策定された際、取引金融機関に協力を得るための機会として、あるいは計画実施後のフォローアップとして、経営サポート会議で個別企業の支援に取り組んでいます。



災害関係保証の保証承諾状況

利用状況	保証承諾	
	件数	金額
佐賀県災害復旧資金	104	7億6,586万円
経営安定保証セーフティネット4号	2	600万円
合計	106	7億7,186万円

経営者保証を不要とする保証の利用状況

利用状況	保証承諾			
	件数	金額		
		対前年同期比	対前年同期比	
経営者保証を不要とする保証	15	6億4,100万円	120.3%	

経営者保証を不要とする条件変更

利用状況	変更承諾	
	件数	対前年同期比
		8

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、佐賀県内の中小企業・小規模事業者の皆さまにも大きく影響を及ぼしており、ほとんどの業種において資金繰りが急激に悪化しております。

内部体制を整え、国、地方公共団体、金融機関と連携を図りながら、大量の保証申込に迅速かつ弾力的に対応をいたしております。

■ 特別相談窓口の設置

令和2年1月29日(水)から設置

受付時間 平日 9時00分から18時00分まで

令和2年3月7日(土)から土曜祝日電話相談開始

受付時間 平日 9時00分から17時00分まで

■ 特別保証制度の発動

- セーフティネット保証4号 令和2年3月2日に発動
- セーフティネット保証5号 指定業種拡大
- 危機関連保証 令和2年3月13日に発動

■ 佐賀県と連携した対応

- 佐賀県新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金 信用保証料全額補助 利子補給3年間

令和2年3月9日～令和2年7月31日までの実績

佐賀県新型コロナウイルス感染症 資金繰り対策資金(経営改善)	保証承諾		保証債務残高	
	件数	金額	件数	金額
	3,005	810億2,293万円	2,939	781億5,019万円

- 佐賀県新型コロナウイルス感染症資金繰り対応資金

国が信用保証料全額または半額を補助、国が半額補助の場合は県が半額を補助 利子補給3年間

令和2年5月11日～令和2年7月31日までの実績

佐賀県新型コロナウイルス感染症 資金繰り対応資金	保証承諾		保証債務残高	
	件数	金額	件数	金額
	3,132	473億9,053万円	2,622	395億7,472万円

広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に『信用保証』について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動をおこなっています。

■ ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に保証協会について知っていただくために、ホームページを開設しております。協会の概要や保証制度の紹介、協会からのお知らせを随時掲載しています。なお、より多くの方々にご覧いただけるよう、佐賀電子書籍ポータルサイト「saga ebooks」へ、Monthly Report(保証月報)、各種制度のパンフレット等も掲載いたしております。

ホームページアドレス <http://www.saga-cgc.or.jp/>
<http://www.saga-ebooks.jp/>



■ Monthly Reportの発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を、県内の金融機関、商工団体等関係機関に配布しています。



■ リーフレットの作成



■ しんきん合同商談会へ出展

令和元年11月7日(木)マリンメッセ福岡に於いて開催された、「第5回しんきん合同商談会」に福岡県、長崎県の信用保証協会と合同で出展しました。



■ 佐賀市公用封筒への広告

佐賀市の銘入公用の裏面へ広告を行いました。



経営の透明性向上に向けた取組みとして「年度経営計画」を策定しましたので、公表いたします。

令和2年度経営計画

1. 業務環境

1 佐賀県の景気動向

我が国経済は、内閣府の月例経済報告(令和2年2月)によると「景気は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要がある。」とされています。

一方、県内経済は、佐賀財務事務所の法人企業景気予測調査によると、全産業のBSIIは前期(令和元年10～12月期)に比べ25.3ポイント減のマイナス25.3とされています。これは、リーマンショックの影響を受けた平成20・21年に次ぐマイナス値となっており、今後の県内の景気動向に不透明感が増してきています。

2 中小企業を取り巻く環境

県内の金融情勢は、佐賀県の佐賀県主要経済統計速報によると、元年の県内金融機関貸出残高は前年と比較して微増となっています。同年の県内企業倒産(負債金額1,000万円以上)は、件数、負債総額ともに前年を下回り、負債総額は昨年よりも大幅に減少し沈静化傾向が続いています。

しかし、県内には昨年8月の大雨被害で再建途上の中小企業があり、加えて新型コロナウイルス感染症が国内外に拡大してきており、今後の中小企業の経済活動に与える影響が懸念されます。

2. 業務運営方針

1 保証部門

中小企業者の多様なニーズやライフステージに応じた各種政策保証の推進に取り組みつつ、資金調達に不安を抱える中小企業者に対し金融機関との対話や連携を通じて資金調達の円滑化を図ります。

また、昨年8月の大雨被害で再建途上の中小企業者の経営状況を注視し、加えて新型コロナウイルス感染症に係る国や地公体の対策資金を活用し、適時・適切な保証に取り組みます。

2 経営支援部門

中小企業者のライフステージに応じた経営支援(創業・期中・再生)に加え、金融機関や専門支援機関と連携しながら金融支援も積極的に取り組みます。

また、専門支援機関との連携や事業承継特別保証などによって円滑な事業承継に取り組みます。

3 期中管理部門

初期延滞先及び新規事故報告先に対して、実態把握に努めたうえで金融機関と方針協議を行い、実情に応じた支援策を専門支援機関と連携しながら実施していきます。

4 回収部門

有担保求償権の減少や無保証人求償権の増加などにより、求償権の回収環境は厳しいものとなっています。このようななか、求償権回収を効率的、効果的に行うため、管理コストを考慮した対応や関係人の実情を踏まえた細やかな対応を図ります。

また、経営者の再チャレンジに向けた企業再生にも取り組みます。

5 その他間接部門

信用保証協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて当協会への信頼を確立するため、運営基盤の安定化及び情報発信に取り組みます。また、近年頻発する災害等への危機に即応できる組織体制づくりに取り組みます。

主な重点課題は、以下のとおりです。

1 中小企業者の多様なニーズやライフステージに応じた各種政策保証の推進

中小企業者の多様なニーズやライフステージに応じた金融支援を継続しつつ、特に資金力の乏しい創業間もない先や小規模・零細企業を対象とした保証及び事業承継の円滑化を図るための経営者保証を不要とする保証の推進にも取り組みます。

また、昨年8月の大雨被害や新型コロナウイルス感染症に係る国や地公体の対策資金に適時・適切に取り組みます。

2 中小企業者の成長・発展のための金融機関との連携体制の拡充

中小企業者の成長・発展のため、引き続き金融機関支店訪問や本部訪問を行い、中小企業のライフステージに応じた融資姿勢を確認するとともに、保証手続き等に関する勉強会を開催するなど金融機関との継続的な対話により連携体制を拡充し、中小企業者の資金調達の円滑化を図ります。

3 保証利用の維持・拡大への取組みの強化

積極的な広報活動や既存の保証制度の見直し等を行いつつ、金融機関訪問や保証制度の周知活動などの取組みを強化し、保証の利用の維持・拡大に努めます。

4 ライフステージに応じた経営支援先の取組み強化

- ① 創業後の課題に対応すべく、商工団体等と連携しながら事業面の改善や創業関連保証による資金面の対応に努め、成長の下支えに取り組みます。
- ② 経営改善先へのモニタリングにおいて、事業実績の検証をしつつ、必要に応じて助言を行い、資金ニーズが発生したときは、中小企業診断協会や金融機関等と連携しながら新規保証や借換保証などに積極的に取り組みます。
- ③ 事業の回復が認められる求償権先の金融取引の正常化を図るために、管理課と求償権先の業況や実態等を共有したうえで、事業再生支援協議会や金融機関等と連携しながら求償権消滅保証に取り組みます。

5 事業承継に係る取組み強化

円滑な事業承継に対応すべく、事業承継ネットワーク事務局等と連携して、専門家派遣による事業承継計画の策定支援や令和2年度から始まる事業承継特別保証の支援に取り組みます。

6 初期延滞先及び新規事故報告先への支援策の検討

初期延滞先(3回未満)及び新規事故報告先に対して、金融機関からのヒアリング等によって、実態を把握したうえで方針協議を行い支援策の検討を行います。

7 専門支援機関と連携した支援策の実施

上記(6)を検討した結果、専門支援機関の関与が必要と判断したときは、当協会の専門家派遣事業による経営改善計画策定支援など実情に応じた支援策を専門支援機関と連携しながら実施します。

8 求償権への基本的な対応

計画先の未入金に対する交渉により、入金件数・金額の増加及び不動産処分の促進を図ります。

9 定期弁済を継続している求償権への対応

- ① 少額求償権先には損害金減額免除を、高齢者で生活弱者等の連帯保証人には一部弁済による保証債務免除等を提案し、早期回収を図ります。
- ② 経営支援課と連携し、再生可能な中小企業へ求償権消滅保証を提案することで、金融の再調達支援を図ります。

10 回収見込みがない求償権への対応

回収見込みの早期見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。

11 内部管理体制の充実

- ① コンプライアンス意識を浸透するため、コンプライアンス・プログラムの着実な実施をするとともに、災害等危機対応訓練に取り組みます。
- ② 警察及び金融機関等関係機関と連携、反社会的勢力等の情報収集やスクリーニング作業を実施し、反社会的勢力等の排除に向けて取り組みます。

12 人づくり及び健康な職場づくりの取組みの推進

- ① 研修等の充実、地元大学等への講師派遣により、職員の専門的知識の習得と各種能力の向上に努めます。
- ② ワークライフバランスの推進、年間健康推進計画を着実に実施し、職員の健康管理に努めます。

13 広報活動の充実

当協会の活動や取組みを幅広く発信し知名度をアップするため、広報媒体等の見直しに取り組みます。

14 地方創生等への貢献に努めるための取組みの推進

- ① 創業等の各種セミナーへの講師派遣、将来の地域経済を担う地元大学生を対象に金融・キャリア教育支援に取り組みます。
- ② 各種団体・機関等と連携し、地域の課題に対応した保証制度の提供や見直しに努めます。

3. 保証承諾等の見通し

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	300億円	117.6%
保証債務残高	780億円	100.0%
代位弁済	9.5億円	105.6%
回収	7億円	100.0%

経営の透明性向上に向けた取組みとして「第5次中期事業計画」を策定しましたので、公表いたします。

第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）

佐賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の育成と地域経済の発展に貢献します。

平成30年度から令和2年度までの3か年の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1 政策保証の推進及び信用保証の浸透

中小企業の資金繰りの円滑化を一層推進するため、中小企業の資金ニーズに即した適切な保証に努めるとともに、各種保証制度や地方公共団体制度を積極的に推進します。特に国等の施策とも呼応しながら、創業者や小規模企業者を積極的に支援します。

また、県内の中小企業者数が減少傾向にある中、当協会の保証利用企業者数も減少しています。このため、金融機関や関係機関との連携を一層深め、信用保証の周知に努めることで、保証利用の促進と保証利用層の拡大に繋げ、信用保証の浸透を図ります。

2 総合支援機関としての取組み

中小企業に対する経営支援業務が追加されたことに伴い、信用保証による金融支援に加え、中小企業のライフステージや実態に応じた経営支援（創業・期中・再生・事業承継支援等）に積極的に取り組みます。

3 中小企業の経営の改善発達に向けた取組み

金融機関との連携を強化し、中小企業のライフステージに応じた適切な金融支援等を図り、中小企業者の経営改善や生産性向上へのサポートに努めます。

4 金融機関等と連携した期中支援の取組み

金融機関等との連携により、保証後の延滞先及び事故報告先等の経営状況の把握に努め、期中支援の早期着手を図ります。

また、必要に応じて中小企業支援機関等を活用し、幅広い支援策を提供できる期中支援に取り組めます。

5 回収の効率化

求償権の回収環境は、有担保求償権の減少及び無保証人求償権の増加等に伴う質的劣化が進んでおり、今後も厳しい回収環境が続くものと予想されます。

このような中、求償権の回収を効果的効率的に行うため、初動を徹底し、早期回収に努めつつ、管理コストを考慮した対応や関係人の実情を踏まえた細やかな対応を行ってまいります。

また、中小企業支援の観点からは、経営者の再チャレンジの目線を取り入れた対応が求められていることについても留意してまいります。

6 その他間接部門

信用保証協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて当協会への信頼を確立するため、運営基盤の安定化及び情報発信に取り組めます。

業務計画

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	前年度計画比
保証承諾	30,000	117.6
保証債務残高	78,000	100.0
代位弁済	950	105.6
求償権実際回収	700	100.0

収支予算

(単位:千円)

支 出 の 部	
科 目	金 額
経常支出	
業務費	615,970
借入金利息	0
信用保険料	478,800
責任共有負担金納付金	0
雑支出	1,000
合 計	1,095,770
経常収支差額	37,780
経常外支出	
求償権償却	870,813
責任準備金繰入	472,680
求償権償却準備金繰入	118,996
そ の 他	4
合 計	1,462,493
経常外収支差額	△ 58,032
制度改革促進基金取崩額	40,000
収 支 差 額	19,748

(単位:百万円)

基本財産	年度末残高	増加額
基 金	4,343	0
基金準備金	7,401	11
合 計	11,744	11

(単位:千円)

収 入 の 部	
科 目	金 額
経常収入	
保証料	618,358
運用資産収入	120,225
そ の 他	394,967
合 計	1,133,550
経常外収入	
償却求償権回収金	97,160
責任準備金戻入	448,750
求償権償却準備金戻入	73,722
求償権補填金戻入	784,827
そ の 他	2
合 計	1,404,461

令和元年度事業報告

貸借対照表

借		方
科 目	金 額	金 額
現金	120,024	
預 け 金	3,939,404,539	
当 座 預 金	0	
普 通 預 金	908,159,791	
通 知 預 金	0	
定 期 預 金	3,015,000,000	
郵 便 貯 金	16,244,748	
金 銭 信 託	0	
有 価 証 券	11,301,262,000	
国 債	0	
地 方 債	3,199,370,000	
社 債	8,099,892,000	
株 式	2,000,000	
受 益 証 券	0	
そ の 他 有 価 証 券	0	
新 株 予 約 権	0	
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	
動 産 ・ 不 動 産	637,531,781	
事 業 用 不 動 産	614,548,340	
事 業 用 動 産	22,983,441	
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	
損 失 補 償 金 見 返	14,163,679,333	
保 証 債 務 見 返	74,391,262,725	
求 償 債 権	219,892,661	
讓 受 債 権	0	
雑 勘 定	373,786,465	
仮 払 金	24,726,962	
保 証 金	0	
厚 生 基 金	104,533,500	
連 合 会 勘 定	127,058	
未 収 利 息	23,067,727	
未 経 過 保 険 料	221,331,218	
合 計	105,026,939,528	

財産目録

資		産
科 目	金 額	金 額
現金	120,024	
預 け 金	3,939,404,539	
金 銭 信 託	0	
有 価 証 券	11,301,262,000	
そ の 他 有 価 証 券	0	
動 産 ・ 不 動 産	637,531,781	
損 失 補 償 金 見 返	14,163,679,333	
保 証 債 務 見 返	74,391,262,725	
求 償 債 権	219,892,661	
讓 受 債 権	0	
雑 勘 定	373,786,465	
合 計	105,026,939,528	

(令和2年3月31日現在 単位:円)

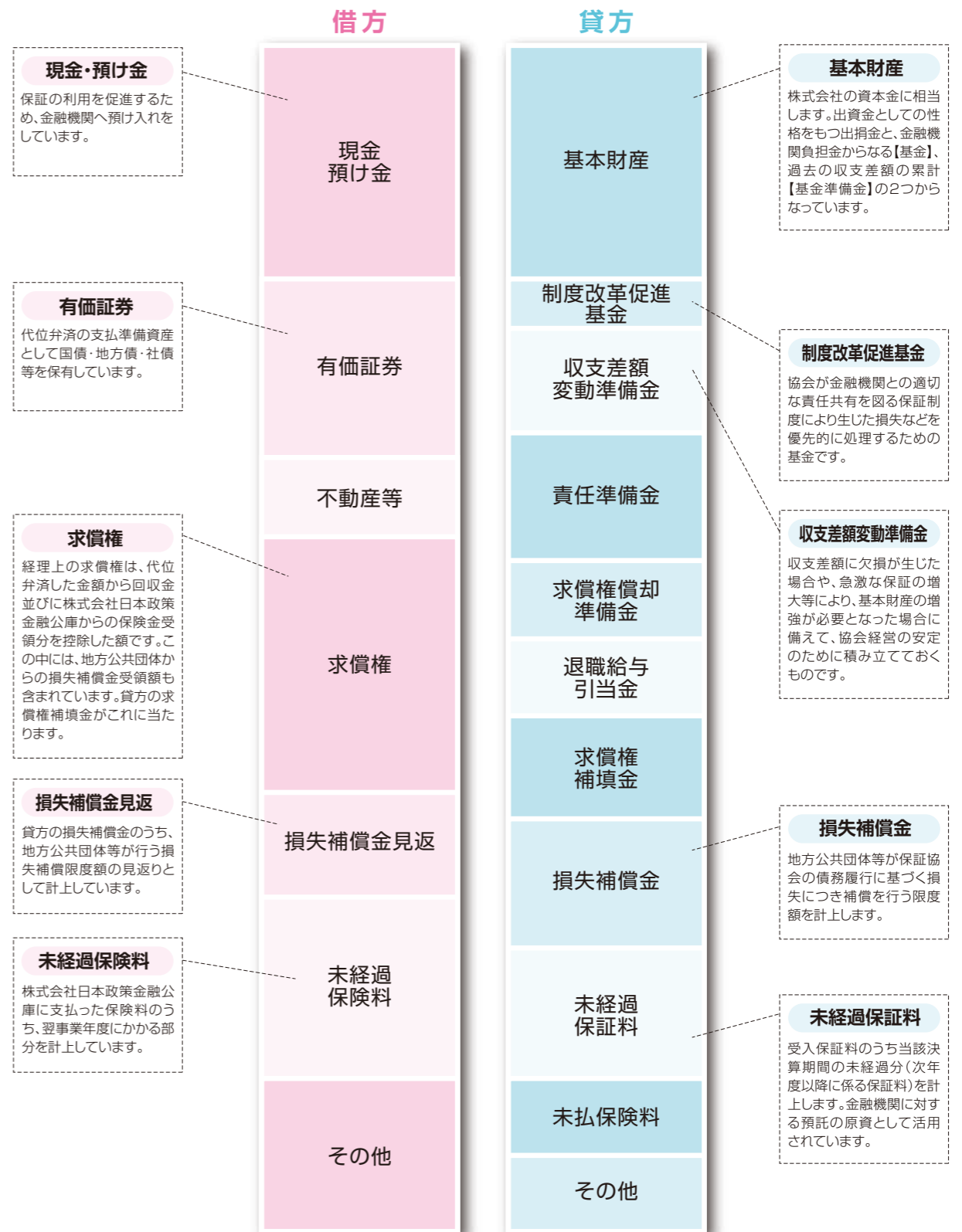
貸		方
科 目	金 額	金 額
基 本 財 産	11,738,055,696	
基 金	4,343,315,100	
基 金 準 備 金	7,394,740,596	
制 度 改 革 促 進 基 金	262,035,979	
収 支 差 額 変 動 準 備 金	1,935,000,000	
責 任 準 備 金	447,100,776	
求 償 債 権 補 償 金	73,618,832	
退 職 給 与 引 当 金	447,114,140	
損 失 補 償 金	14,163,679,333	
保 証 債 務	74,391,262,725	
求 償 債 権 補 填 金	0	
保 険 金	0	
損 失 補 償 補 填 金	0	
借 入 金	0	
長 期 借 入 金	0	
(うち日本政策金融公庫分)	0	
短 期 借 入 金	0	
(うち日本政策金融公庫分)	0	
収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0	
雑 勘 定	1,569,072,047	
仮 受 金	456,330	
保 険 納 付 金	89,269,895	
損 失 補 償 納 付 金	23,341,049	
未 経 過 保 証 料	1,453,429,641	
未 払 保 険 料	331,822	
未 払 費 用	2,243,310	
合 計	105,026,939,528	

(令和2年3月31日現在 単位:円)

負		債
科 目	金 額	金 額
責 任 準 備 金	447,100,776	
求 償 債 権 補 償 金	73,618,832	
退 職 給 与 引 当 金	447,114,140	
損 失 補 償 金	14,163,679,333	
保 証 債 務	74,391,262,725	
求 償 債 権 補 填 金	0	
借 入 金	0	
雑 勘 定	1,569,072,047	
合 計	91,091,847,853	
正 味 財 産	13,935,091,675	

用語解説

【貸借対照表】



収支計算書

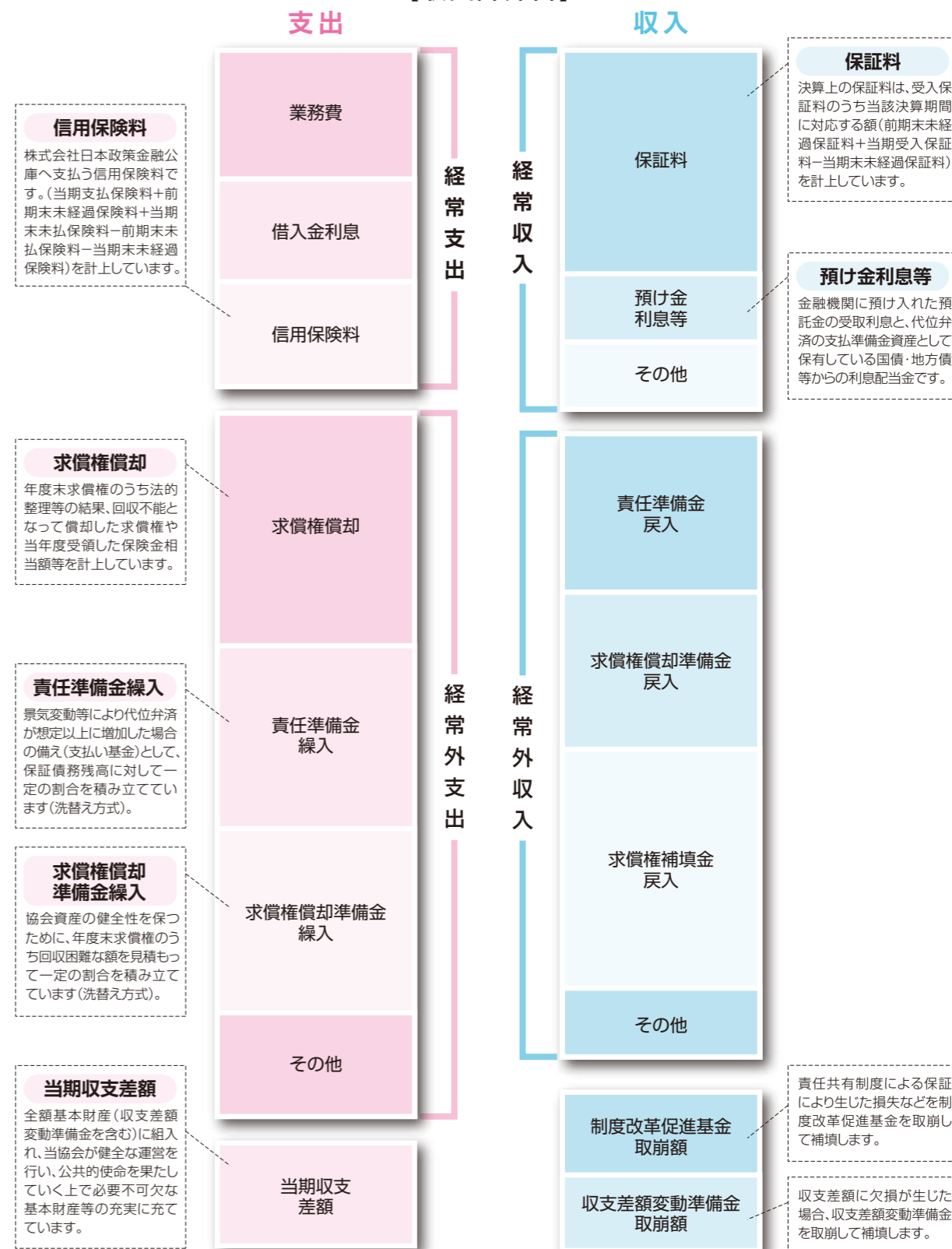
支出の部	
科目	金額
経常支出	
業務費	580,925,144
役員給与	269,392,078
退職給与引当金繰入	25,287,830
その他人件費	70,432,463
旅費	2,988,220
事務費	75,200,998
賃借料	9,953,323
動産・不動産償却	45,922,283
信用調査費	389,960
債権管理費	40,477,287
指導普及費	16,429,649
負担金	24,451,053
借入金利息	0
信用保険料	470,502,056
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0
合計	1,051,427,200
経常収支差額	△ 17,972,690
経常外支出	
求償権償却	721,146,538
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	0
退職金	0
責任準備金繰入	447,100,776
求償権償却準備金繰入	73,618,832
その他支出	2
合計	1,241,866,148
経常外収支差額	20,884,408
制度改革促進基金取崩額	27,042,789
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	29,954,507
収支差額変動準備金繰入額	14,000,000
基本財産繰入額	15,954,507

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで 単位:円)

収入の部	
科目	金額
経常収入	
保証料	623,775,758
預け金利息	2,870,674
有価証券利息配当金	101,049,858
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	21,141,201
事務補助金	195,778,985
責任共有負担金	76,651,000
雑収入	12,187,034
合計	1,033,454,510
経常外収入	
償却求償権回収金	82,173,360
責任準備金戻入	467,966,226
求償権償却準備金戻入	69,383,589
求償権補填金戻入	643,227,381
保険金	567,563,594
損失補償補填金	75,663,787
補助金	0
その他収入	0
合計	1,262,750,556

用語解説

【収支計算書】



基本財産について

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、佐賀県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍(定款倍率といいます。)と定められています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の構成

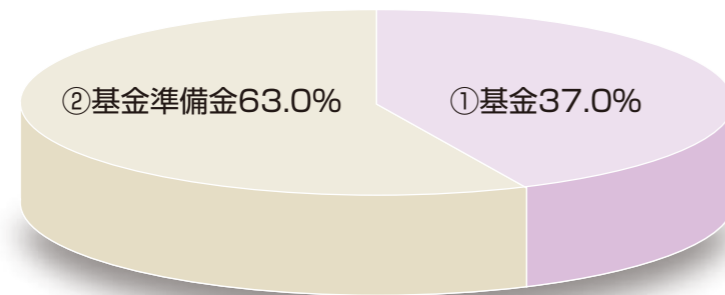
基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金(しゅつえんきん)と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(令和2年3月31日現在)

基本財産117億38百万円	
①基金	43億43百万円
地方公共団体出捐金	32億円
金融機関等出捐金・負担金	11億43百万円
②基金準備金	73億95百万円

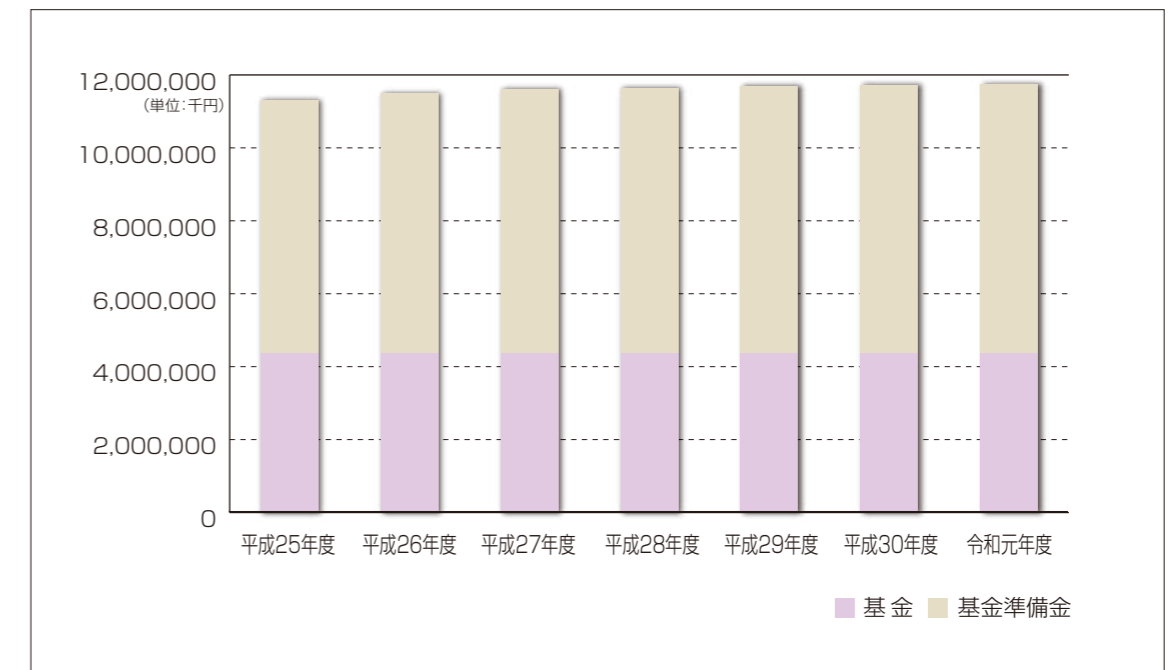


基本財産の推移

(単位：千円)

年度	基本財産	基金	基金準備金
平成25年度	11,309,482	4,343,315	6,966,167
平成26年度	11,485,182	4,343,315	7,141,867
平成27年度	11,606,686	4,343,315	7,263,371
平成28年度	11,634,888	4,343,315	7,291,573
平成29年度	11,695,006	4,343,315	7,351,691
平成30年度	11,722,101	4,343,315	7,378,786
令和元年度	11,738,056	4,343,315	7,394,741

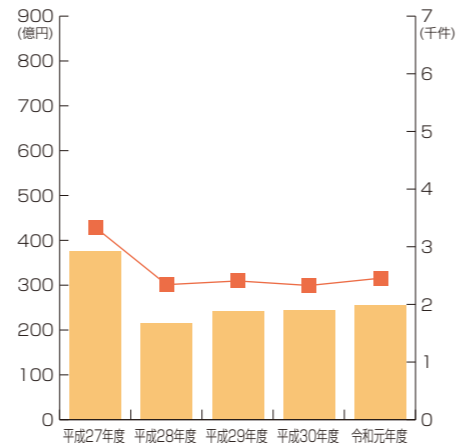
基本財産



信用保証の動向

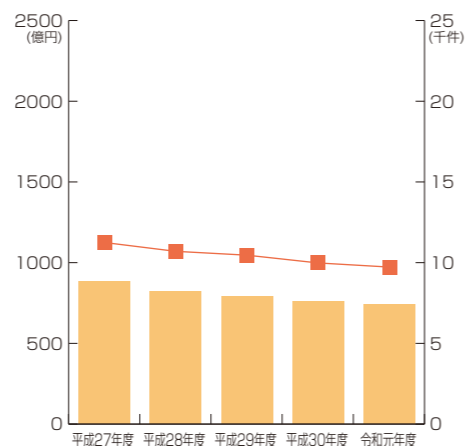
保証承諾 (単位:千円)

年度	件数	金額
平成27年度	3,338	37,529,535
平成28年度	2,344	21,499,785
平成29年度	2,408	24,132,913
平成30年度	2,329	24,363,115
令和元年度	2,456	25,461,598



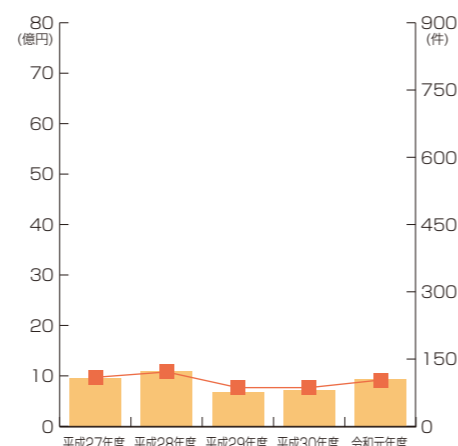
保証債務残高 (単位:千円)

年度	件数	金額
平成27年度	11,248	88,224,099
平成28年度	10,700	81,920,156
平成29年度	10,461	78,847,814
平成30年度	9,979	76,201,754
令和元年度	9,723	74,391,263



代位弁済 (単位:千円)

年度	件数	金額
平成27年度	111	956,611
平成28年度	123	1,104,216
平成29年度	88	689,199
平成30年度	88	732,987
令和元年度	105	936,558

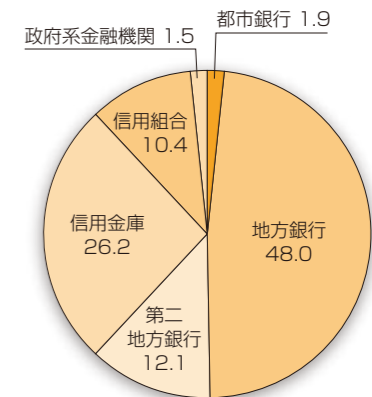


令和元年度業務実績

保証承諾状況

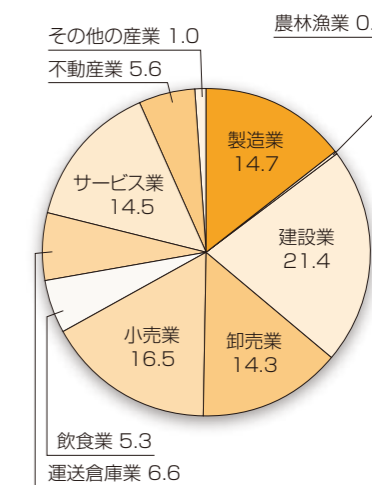
金融機関群別保証承諾 (単位:千円、%)

金融機関	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	8	485,000	1.9	142.6
地方銀行	960	12,211,785	48.0	101.7
第二地方銀行	344	3,079,661	12.1	104.5
信用金庫	801	6,665,022	26.2	111.9
信用組合	327	2,648,950	10.4	101.2
政府系金融機関	16	371,180	1.5	74.2
農業協同組合	0	0	-	-
合計	2,456	25,461,598	100.0	104.5



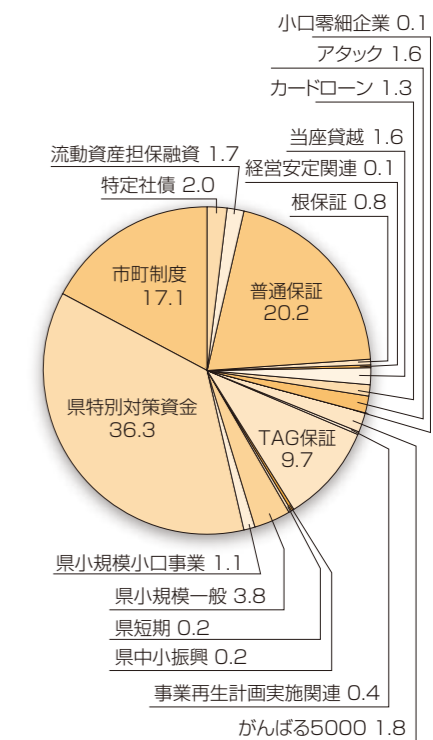
業種別保証承諾

業種	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	329	3,733,877	14.7	123.1
食料品	76	981,320	3.9	163.8
繊維製品	15	194,600	0.8	178.2
木材・木製品	14	110,700	0.4	56.8
家具・建具	7	29,000	0.1	40.7
紙工業業	1	80,000	0.3	55.6
印刷製本業	18	174,000	0.7	135.7
化学工業業	4	22,000	0.1	29.8
石油・石炭製品	0	0	-	-
ゴム・プラスチック	2	5,700	0.0	190.0
ゴム製品製造業	0	0	-	-
皮革工業業	1	10,000	0.0	-
窯業	46	701,280	2.8	165.3
機械	22	389,100	1.5	126.0
電気機器	7	71,800	0.3	41.1
車両	2	20,000	0.1	200.0
船舶	13	227,500	0.9	131.9
金属	25	284,900	1.1	122.1
ソフトウェア業	8	80,500	0.3	125.8
情報処理サービス業	2	26,500	0.1	-
その他の工業業	66	324,977	1.3	102.5
農林漁業	3	16,500	0.1	78.2
鉱業	0	0	-	-
建設業	594	5,452,292	21.4	97.4
卸売業	226	3,649,280	14.3	109.7
小売業	476	4,213,708	16.5	98.3
飲食業	236	1,342,583	5.3	132.4
運送倉庫業	89	1,674,057	6.6	83.4
サービス業	400	3,681,393	14.5	97.1
不動産業	77	1,436,378	5.6	128.4
その他の産業	26	261,530	1.0	164.6
合計	2,456	25,461,598	100.0	104.5



制度別保証承諾

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
〔協 会 制 度〕	561	10,538,064	41.3	94.4
特 定 社 債	10	512,000	2.0	168.4
流動資産担保融資	18	447,920	1.7	103.9
普通保証	297	5,159,644	20.2	106.7
根 保 証	9	213,000	0.8	76.6
特 別 小 口	0	0	-	-
経営安定関連	3	18,000	0.1	13.8
創業関連	0	0	-	-
長期経営	0	0	-	-
当座貸越	19	405,000	1.6	73.2
カードローン	58	326,500	1.3	96.2
アタック	8	410,500	1.6	70.5
小口零細企業	2	15,500	0.1	-
がんばる5000	17	450,000	1.8	73.9
がんばる500	0	0	-	-
事業再生円滑化	0	0	-	-
全国緊急	0	0	-	-
震災緊急	0	0	-	-
経営力強化保証	0	0	-	-
事業再生計画実施関連	3	115,000	0.4	127.8
T A G 保 証	117	2,465,000	9.7	85.0
経営承継準備	0	0	-	-
その他	0	0	-	-
〔 県 制 度 〕	836	10,579,998	41.6	117.4
県中小振興	5	44,000	0.2	62.1
県短期	15	57,000	0.2	80.5
県小規模一般	152	968,751	3.8	74.9
県小規模小口事業	62	270,560	1.1	93.7
県小規模特小	1	3,000	0.0	85.7
県特別対策資金	601	9,236,687	36.3	126.8
〔 市 町 制 度 〕	1,059	4,343,536	17.1	103.8
合計	2,456	25,461,598	100.0	104.5

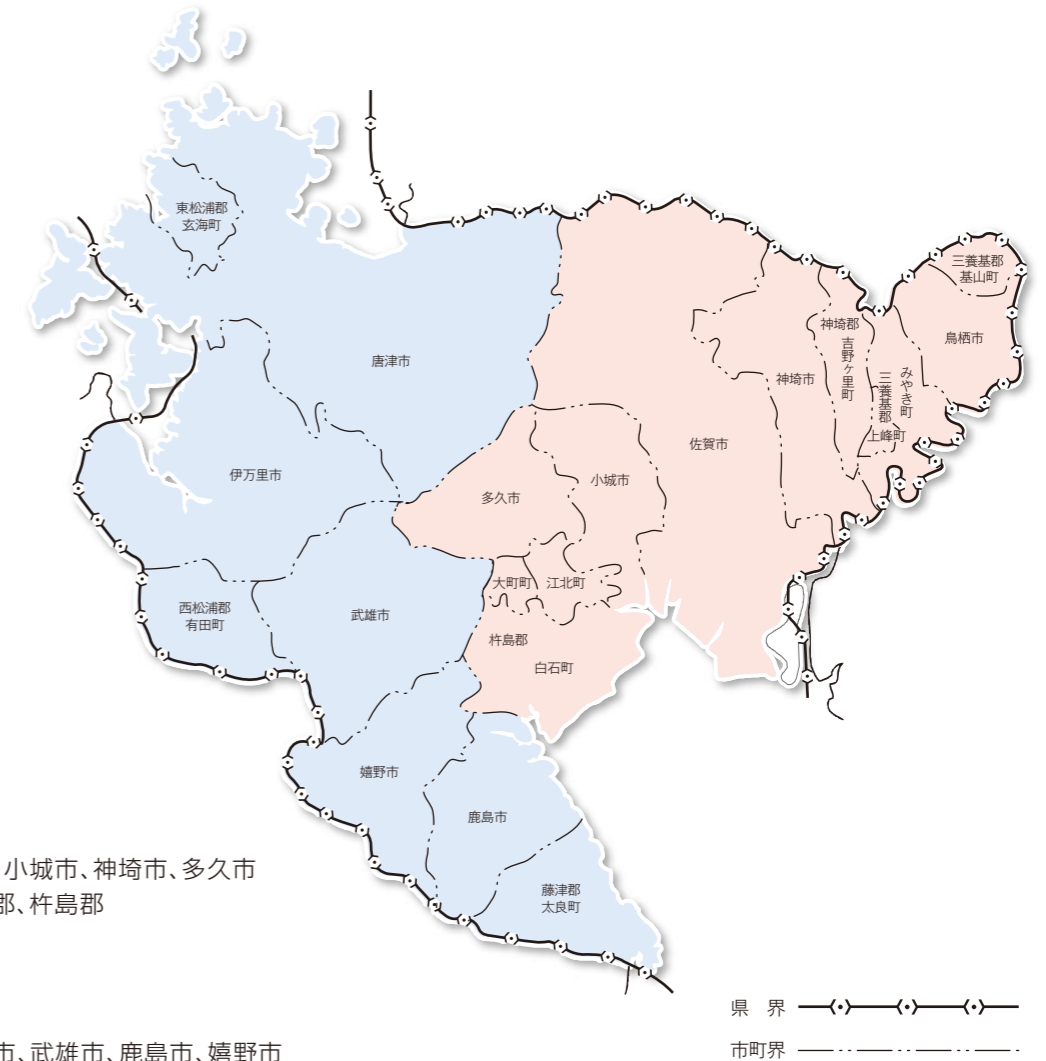


佐賀県信用保証協会役員

(令和2年7月15日現在)

役員名	氏名	就任年月日	備考
会長	池田 英雄	R1.9.1	常勤
専務理事	西岡 邦男	H23.9.1	常勤
常務理事	山口 康郎	H29.10.6	常勤
理事	寺島 克敏	R2.4.9	非常勤 佐賀県産業労働部長
理事	古賀 陽三	R2.5.18	非常勤 佐賀県議会議員
理事	秀島 敏行	H18.5.18	非常勤 佐賀市長
理事	武廣 勇平	H31.2.22	非常勤 上峰町長
理事	坂井 秀明	H30.4.2	非常勤 佐賀銀行取締役頭取
理事	二宮 洋二	H26.7.23	非常勤 佐賀共栄銀行取締役頭取
理事	松永 功	R2.7.15	非常勤 佐賀県信用金庫協会会長
理事	栢 森久	R1.6.20	非常勤 佐賀県信用組合協会会長
理事	新谷 紀明	R2.4.9	非常勤 商工組合中央金庫佐賀支店長
理事	陣内 芳博	R1.11.12	非常勤 佐賀県商工会議所連合会会長
理事	内田 健	H22.5.25	非常勤 佐賀県中小企業団体中央会会長
理事	峰 英太郎	H30.6.27	非常勤 佐賀県商工会連合会会長
理事	枝吉 眞喜子	H29.9.1	非常勤 (株)サガシキ 取締役
理事	岩瀬 豊美	H29.9.1	非常勤 大和産業(株) 代表取締役
監事	石井 祐次郎	H29.4.8	常勤
監事	福田 恵巳	H28.9.1	非常勤 弁護士
監事	松本 さざり	H30.4.1	非常勤 公認会計士

担当地区と事務所のご案内



【担当地区】

経営支援課

県内一円

保証一課

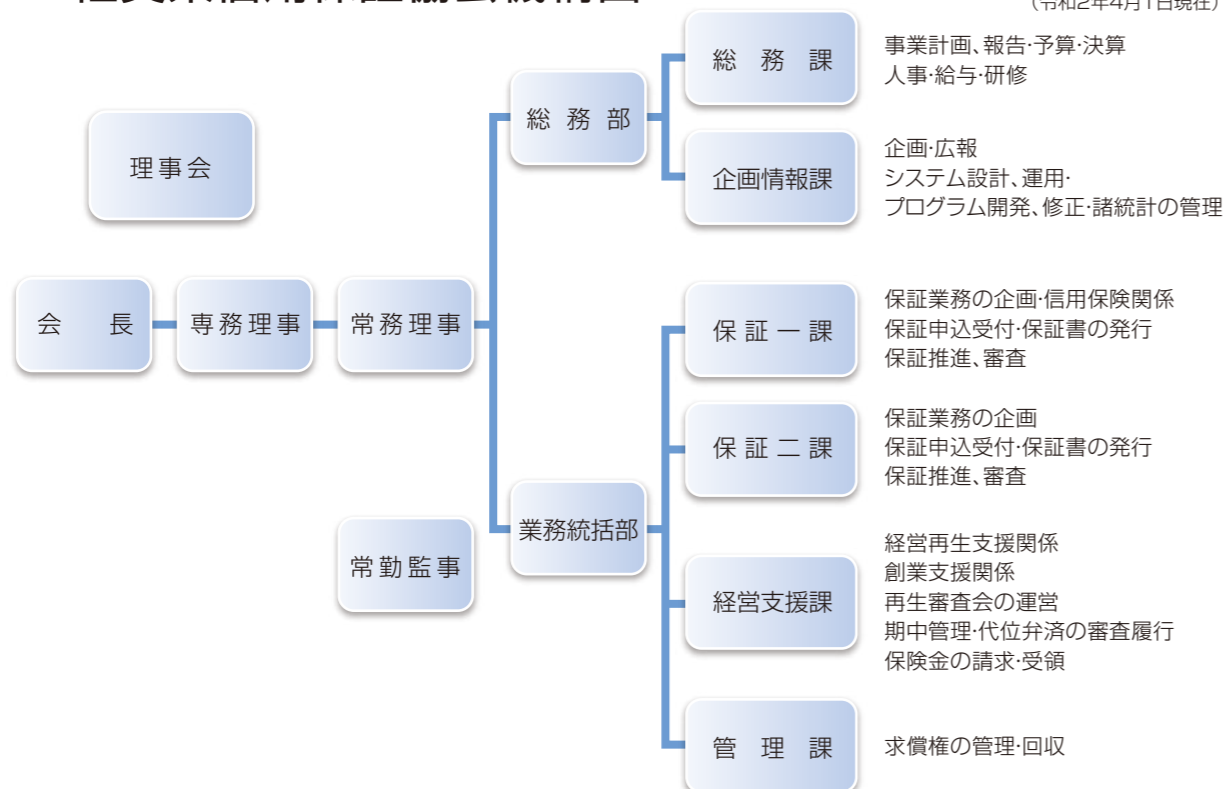
佐賀市、鳥栖市、小城市、神崎市、多久市、神埼郡、三養基郡、杵島郡

保証二課

唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、藤津郡

佐賀県信用保証協会機構図

(令和2年4月1日現在)



〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)
 《代表》TEL:0952-24-4341
 《総務課》TEL:0952-24-4340・FAX:0952-23-3532
 《企画情報課》TEL:0952-24-4330・FAX:0952-24-4387
 《保証一課》TEL:0952-24-4342・FAX:0952-24-5698
 《保証二課》TEL:0952-24-4343・FAX:0952-24-5698
 《経営支援課》TEL:0952-24-4350・FAX:0952-24-5698
 《管理課》TEL:0952-24-4344・FAX:0952-29-4877

唐津連絡所
 唐津市大名小路1番54号
 唐津商工会館(唐津商工会議所内)
 TEL:0955-72-5141

関連会社
 保証協会債権回収株式会社《保証協会サービサー》
 《佐賀営業所》TEL:0952-24-8361・FAX:0952-24-4388
<http://www.cgcservicer.co.jp>

佐賀県信用保証協会の現況

◇発行年月 令和2年8月
 ◇発行 佐賀県信用保証協会 総務部企画情報課
 ◇住所 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)

◇電話 0952-24-4330
 ◇ホームページ <http://www.saga-cgc.or.jp/>